

平成 30 年 第 3 回 三朝町教育委員会 臨時会 日程

と き：平成 30 年 3 月 28 日（水）午後 3 時 00 分

ところ：三朝町役場 第 3 会議室

1 開 会

2 前回議事録承認

大丸委員、藤井委員

3 議事録署名委員指名

4 報告事項

5 議 事

議案第 14 号 三朝町教育委員会事務局組織規則等の一部改正について

議案第 15 号 三朝町教育委員会事務局事務の専決及び代決に関する規定の一部改正について

議案第 16 号 三朝町教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部改正について

議案第 17 号 教育委員会事務局職員の人事（出向）について

議案第 18 号 教育委員会事務局職員の任命について

6 協議事項

小学校統合に伴う通学方法について

7 その他

8 閉 会

次回定例会：平成 30 年 4 月 16 日（月）13：30 （参考 H30. 4. 24 月）

議案第 14 号

三朝町教育委員会事務局組織等の一部改正について

次のとおり三朝町教育委員会事務局組織等の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 2 号により、本委員会の議決を求める。

平成 30 年 3 月 28 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

1 改正理由

組織改正に伴う関係する規則の改正

2 改正内容

別紙のとおり

《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（事務の委任等）

第二十五条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

三朝町教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則

(三朝町教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第1条 三朝町教育委員会事務局組織規則(平成24年三朝町教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「削除号」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下この条において「移動別表細目」という。)に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下この条において「移動後別表細目」という。)が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動別表細目に対応する移動後別表細目が存在しない場合には、移動別表細目を削り、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目を加える。

改正後	改正前
(課及び室の設置) 第3条 事務局に次の組織を置く。 (1) 教育総務課 <u>教育総務係、小学校統合準備室</u> (2) 社会教育課 <u>社会教育係、文化財係、総合文化ホール、図書館</u> (職制) 第5条 課、<u>室及び係</u>にそれぞれの長を置く。 2 略 3 課長は、教育長の命を受け、課の事務(前項の規定により参事が置かれた場合にあっては、当該参事が参画する事務を除く。)を処理し、職員を指揮監督する。 4 略	(課及び室の設置) 第3条 事務局に次の組織を置く。 (1) 教育総務課 <u>教育総務室、小学校統合準備局</u> (2) 社会教育課 <u>社会教育室、文化財室、世界遺産推進室</u> (3) <u>三朝町総合文化ホール</u> <u>総合文化ホール、地域づくり支援室</u> (職制) 第5条 課、<u>局及び室</u>にそれぞれの長を、<u>三朝町総合文化ホールに館長</u>を置く。 2 略 3 <u>課長及び館長</u>は、教育長の命を受け、<u>課又は三朝町総合文化ホール</u>の事務(前項の規定により参事が置かれた場合にあっては、当該参事が参画する事務を除く。)を処理し、職員を指揮監督する。 4 略

5 室長は、上司の命を受け、室の事務を処理する。

6 係長は上司の命を受け、係の事務を処理する。

7 第1項の長又は第2項の参事を補佐し、第1項の長又は第2項の参事に事故ある場合は、その職務を代行させるため、必要があると認めるときは、室又は係に主幹若しくは主査を置くことができる。

8 略

9 前2項の規定による職員を2人以上置く場合におけるそれらの職員の分担事務は、当該課長が定めるものとする。

(分担事務)

第8条 職員の分担事務は、課長が定め、教育長に報告しなければならない。

別表第1 (第4条関係)

分掌事務

1 教育総務課

教育総務係

(1)～(22) 略

(23) 学童クラブに関すること。

小学校統合準備室

略

2 社会教育課

社会教育係

(1)～(16) 略

(17) 略

5 局長は、上司の命を受け、局の事務を処理する。

6 室長は上司の命を受け、室の事務を処理する。

7 第1項の長又は第2項の参事を補佐し、第1項の長又は第2項の参事に事故ある場合は、その職務を代行させるため、必要があると認めるときは、課に次長を、室に主幹又は主査を置くことができる。

8 略

9 前2項の規定による職員を2人以上置く場合におけるそれらの職員の分担事務は、次長にあつては教育長、その他の職員にあつては当該課長が定めるものとする。

(分担事務)

第8条 職員の分担事務は、課長及び館長が定め、教育長に報告しなければならない。

別表第1 (第4条関係)

分掌事務

1 教育総務課

教育総務室

(1)～(22) 略

小学校統合準備局

略

2 社会教育課

社会教育室

(1)～(16) 略

(17) 三朝町地域の総合力を高め、自立を促進する条例(平成18年三朝町条例第18号)第6条第1項の規定により設置された地域協議会の支援に関すること。

(18) 略

(19) 三朝町立公民館の設置及び管理に関する条例(昭和44年三朝町条例第57号)第2条の規定により設置された三朝町立

(18) 三朝町総合文化ホール・交流促進センターの設置及び管理に関する条例（平成7年三朝町条例第15号）第2条の規定により設置された三朝町総合文化ホール・交流促進センターの管理に関すること。

(19) 略
文化財係

(1)及び(2) 略

(3) 三徳山の世界遺産の登録推進に関すること。

公民館の管理及び運営に関すること。

(20) 小鹿地区多目的研修会施設の設置及び管理に関する条例（昭和56年三朝町条例第1号）第2条の規定により設置された小鹿地区多目的研修会施設及び三徳地区多目的研修会施設の設置及び管理に関する条例（昭和59年三朝町条例第14号）第2条の規定により設置された三徳地区多目的研修会施設の管理及び運営に関すること。

(21) 略
文化財室

(1)及び(2) 略

世界遺産推進室

(1) 三徳山の世界遺産の登録推進に関すること。

(2) 日本遺産の登録推進に関すること。

3 三朝町総合文化ホール

総合文化ホール

三朝町総合文化ホール・交流促進センターの設置及び管理に関する条例（平成7年三朝町条例第15号）第2条の規定により設置された三朝町総合文化ホール・交流促進センターの管理に関すること。

地域づくり支援室

(1) 小鹿地区多目的研修会施設の設置及び管理に関する条例（昭和56年三朝町条例第1号）第2条の規定により設置された小鹿地区多目的研修会施設の管理に関すること。

(2) 三徳地区多目的研修会施設の設置及び管理に関する条例（昭和59年三朝町条例第14号）第2条の規定により設置され

た三徳地区多目的研修会施設の管理に関すること。

(3) 三朝町立公民館の設置及び管理に関する条例（昭和 44 年三朝町条例第 57 号）第 2 条の規定により設置された三朝町竹田公民館及び三朝町高勢公民館の管理に関すること。

(4) 三朝町地域の総合力を高め、自立を促進する条例（平成 18 年三朝町条例第 18 号）第 6 条第 1 項の規定により設置された地域協議会の支援に関すること。

別表第 2（第 9 条関係）

附属機関	担当する事務	庶務担当機関
三朝町総合教育会議	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 第 1 項に規定する大綱の策定に関する協議等の事務	教育総務課 教育総務係
三朝町いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 28 条第 1 項に規定する重大事	問題調査委員会 態に係る事実関係を明確にするために必要な調査を行うための事務	教育総務課 教育総務係
三朝町社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 17 条第 1 項の規定による三朝町社会教育委員会	社会教育に関する事務 教育委員会に助言するための事務	社会教育課 社会教育係
三朝町文化財保護条例（昭和 48 年三朝町条例第 20 号）第 3 条第 2 項の規定による文化財保護委員会	文化財の保存及び活用に関する、教育委員会の諮問に答え、又は教育委員会に意見を具申し、及びこのために必要な調査を行うための事務	社会教育課 文化財係

別表第 3（第 11 条関係）

別表第 2（第 9 条関係）

附属機関	担当する事務	庶務担当機関
三朝町総合教育会議	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 第 1 項に規定する大綱の策定に関する協議等の事務	教育総務室
三朝町いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 28 条第 1 項に規定する重大事	問題調査委員会 態に係る事実関係を明確にするために必要な調査を行うための事務	教育総務室
三朝町社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 17 条第 1 項の規定による三朝町社会教育委員会	社会教育に関する事務 教育委員会に助言するための事務	社会教育課 社会教育室
三朝町文化財保護条例（昭和 48 年三朝町条例第 20 号）第 3 条第 2 項の規定による文化財保護委員会	文化財の保存及び活用に関する、教育委員会の諮問に答え、又は教育委員会に意見を具申し、及びこのために必要な調査を行うための事務	社会教育課 文化財室

別表第 3（第 11 条関係）

その他の機関	担当する事務	庶務担当機関	その他の機関	担当する事務	庶務担当機関
調理センター	学校、独居老人など多分野に食を供給することにより、青少年教育、高齢者福祉等の推進に寄与することに関する事務	教育総務課 調理センター 二	調理センター	学校、独居老人など多分野に食を供給することにより、青少年教育、高齢者福祉等の推進に寄与することに関する事務	教育総務課 教育総務室

（三朝町教育委員会職員の職名に関する規則の一部改正）

第2条 三朝町教育委員会職員の職名に関する規則（平成18年三朝町教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
（組織上の職名） 第4条 職員の組織上の職名は、三朝町教育委員会事務局組織規則（平成24年三朝町教育委員会規則第1号）又は教育機関の組織に関し、別に定めのある規定に基づく組織上の職名のおりとする。 2及び3 略	（組織上の職名） 第4条 職員の組織上の職名は、三朝町教育委員会事務局組織規則（昭和62年三朝町教育委員会規則第3号）又は教育機関の組織に関し、別に定めのある規定に基づく組織上の職名のおりとする。 2及び3 略

（三朝町教育委員会公印規則の一部改正）

第3条 三朝町教育委員会公印規則（昭和51年三朝町教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表中「社会教育課長参事」を「社会教育課長」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 15 号

三朝町教育委員会事務局事務の専決及び代決に関する規程の一部改正について

次のとおり三朝町教育委員会事務局事務の専決及び代決に関する規程の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 2 号により、本委員会の議決を求める。

平成 30 年 3 月 28 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

1 改正理由

組織改正に伴う関係する規程の改正

2 改正内容

別紙のとおり

《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（事務の委任等）

第二十五条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

三朝町教育委員会事務局事務の専決及び代決に関する規程の一部を改正する訓令

三朝町教育委員会事務局事務の専決及び代決に関する規程（昭和 62 年三朝町発教総第 901 号の 1）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動後別表細目」という。）が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動別表細目に対応する移動後別表細目が存在しない場合には、当該移動別表細目を削り、移動後別表細目に対応する移動後別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後			改正前		
(専決事項)			(専決事項)		
第 4 条 教育総務課長、社会教育課長及び参事の専決事項は、別表のとおりとする。			第 4 条 教育総務課長、社会教育課長、 <u>三朝町総合文化ホール館長、参事及び次長</u> の専決事項は、別表のとおりとする。		
(代決の順序)			(代決の順序)		
第 5 条 正当決裁権者が不在のときは、次の表に定める順位によりその事務を代決することができる。			第 5 条 正当決裁権者が不在のときは、次の表に定める順位によりその事務を代決することができる。		
正当決裁権者	第 1 順位者	第 2 順位者	正当決裁権者	第 1 順位者	第 2 順位者
教育長	教育総務課長	社会教育課長	教育長	教育総務課長	社会教育課長
課長	<u>課長補佐</u>	主務室長 主務館長	課長 <u>又は 館長</u>	<u>次長</u>	主務室長 主務館長（三朝町総合文化ホール館長を除く。）
			<u>（三朝町総合文化ホール館長に限る。）</u>		主務所長
		主務所長	次長	主務室長 主務館長（三朝町総合文化ホール館長を除く。） 主務所長	主務主幹 主務主査
2 及び 3 略			2 及び 3 略		

別表（第4条関係）

教育総務課長専決事項

- (1) 法令又は条例、規則に基づく軽易、かつ、常例的な届出及び申告並びに許可、認可に関すること。
- (2) 軽易、又は定例の照会、回答、報告、通知及び進達（副申を要しないもの）に関すること。
- (3) 諸証明書、謄本及び抄本の交付に関すること。
- (4) 公簿及び公文書の閲覧許可に関すること。
- (5) 期限ある物件の督促に関すること。
- (6) 物件の軽易な貸付け及び使用許可に関すること。
- (7) 軽易な建設工事等に関する監督及び竣工検査に関すること。
- (8) 工事完成届の確認に関すること。
- (9) 事務局内の物品の請求及び返納に関すること。
- (10) 事務局内職員の分担事務の決定に関すること。
- (11) 事務局内職員の年次有給休暇の承認に関すること。ただし、7日以上に及ぶものを除く。
- (12) 事務局内職員の県内出張命令（宿泊を伴う場合を除く。）に関すること。
- (13) 課内職員の時間外勤務命令に関すること。
- (14) 課内職員の代休及び週休日の振替えに関すること。
- (15) 軽易な行政資料の収集に関すること。
- (16) 所管文書の整理、編集及び保存に関する

別表（第4条関係）

教育総務課長専決事項

- (1) 法令又は条例、規則に基づく軽易、かつ、常例的な届出及び申告並びに許可、認可に関すること（参事が参画する事務を除く。）。
- (2) 軽易、又は定例の照会、回答、報告、通知及び進達（副申を要しないもの）に関すること（参事が参画する事務を除く。）。
- (3) 諸証明書、謄本及び抄本の交付に関すること（参事が参画する事務を除く。）。
- (4) 公簿及び公文書の閲覧許可に関すること（参事が参画する事務を除く。）。
- (5) 期限ある物件の督促に関すること（参事が参画する事務を除く。）。
- (6) 物件の軽易な貸付け及び使用許可に関すること（参事が参画する事務を除く。）。
- (7) 軽易な建設工事等に関する監督及び竣工検査に関すること（参事が参画する事務を除く。）。
- (8) 工事完成届の確認に関すること（参事が参画する事務を除く。）。
- (9) 事務局内の物品の請求及び返納に関すること（参事が参画する事務を除く。）。
- (10) 事務局内職員の分担事務の決定に関すること（参事が参画する事務を除く。）。
- (11) 事務局内職員の年次有給休暇の承認に関すること。ただし、7日以上に及ぶものを除く（参事が参画する事務を除く。）。
- (12) 事務局内職員の県内出張命令（宿泊を伴う場合を除く。）に関すること（参事が参画する事務を除く。）。
- (13) 課内職員の時間外勤務命令に関すること（参事が参画する事務を除く。）。
- (14) 課内職員の代休及び週休日の振替えに関すること（参事が参画する事務を除く。）。
- (15) 軽易な行政資料の収集に関すること（参事が参画する事務を除く。）。
- (16) 所管文書の整理、編集及び保存に関する

こと。

(17) 所管施設の維持管理及び使用に関する
こと。

(18) 所管町車両の管理及び使用承認に関する
こと。

(19) 各課及び教育機関との連携調整に関する
こと。

(20) 軽易な告示及び公告に関すること。

(21) 公印の保管に関すること。

(22)～(27) 略

(28) 学童クラブに関する軽易なこと。

(29) 略

社会教育課長専決事項

(1)～(27) 略

こと (参事が参画する事務を除く。)。

(17) 所管施設の維持管理及び使用に関する
こと (参事が参画する事務を除く。)。

(18) 所管町車両の管理及び使用承認に関する
こと (参事が参画する事務を除く。)。

(19) 各課及び教育機関との連携調整に関する
こと (参事が参画する事務を除く。)。

(20) 軽易な告示及び公告に関すること (参事が参画する事務を除く。)。

(21) 公印の保管に関すること。

(22)～(27) 略

(28) 略

社会教育課長専決事項

(1)～(27) 略

三朝町総合文化ホール館長専決事項

(1) 法令又は条例、規則に基づく軽易、かつ常例的な届出及び申告並びに許可、認可に関すること。

(2) 軽易又は定例の照会、回答、報告、通知及び進達（副申を要しないもの）に関すること。

(3) 諸証明書、謄本及び抄本の交付に関すること。

(4) 公簿及び公文書の閲覧許可に関すること。

(5) 期限のある物件の督促に関すること。

(6) 物件の軽易な貸付け及び使用許可に関すること。

(7) 軽易な建設工事等に関する監督及び竣工検査に関すること。

(8) 工事完成届の確認に関すること。

(9) 事務局内の物品の請求及び返納に関すること。

(10) 課内職員の分担事務の決定に関すること。

(11) 課内職員の年次有給休暇の承認に関すること。ただし、7日以上に及ぶものを除く。

- (12) 課内職員の県内出張命令（宿泊を伴うものを除く。）に関すること。
 - (13) 課内職員の時間外勤務命令に関すること。
 - (14) 課内職員の代休及び週休日の振替えに関すること。
 - (15) 軽易な行政資料の収集に関すること。
 - (16) 所管文書の整理、編集及び保存に関すること。
 - (17) 所管施設の維持管理及び使用に関すること。
 - (18) 所管町車両の管理及び使用に関すること。
 - (19) 各課及び教育機関との連携の調整に関すること。
 - (20) 軽易な告示及び公告に関すること。
 - (21) 公印の保管に関すること。
 - (22) 建物・物品の維持管理に関すること。
 - (23) 常例的な三朝町総合文化ホールの管理運営に関すること。
 - (24) 三朝町地域の総合力を高め、自立を促進する条例(平成 18 年三朝町条例第 18 号) 第 6 条第 1 項の規定により設置された地域協議会の支援に関する軽易なこと。
 - (25) 公民館活動に関する軽易なこと。
 - (26) 町立公民館の運営管理に関すること。
 - (27) 小鹿地区多目的研修会施設の設置及び管理に関する条例（昭和 56 年三朝町条例第 1 号）第 2 条の規定により設置された小鹿地区多目的研修会施設の管理に関すること。
 - (28) 三徳地区多目的研修会施設の設置及び管理に関する条例（昭和 59 年三朝町条例第 14 号）第 2 条の規定により設置された三徳地区多目的研修会施設の管理に関すること。
 - (29) その他前各号に準ずる軽易なこと。
- 教育総務課参事専決事項
- (1) 法令又は条例、規則に基づく軽易、か

つ常例的な届出及び申告並びに許可、認可に関すること（参画する事務に係るものに限る）。

（２） 軽易又は定例の照会、回答、報告、通知及び進達（副申を要しないもの）に関すること（参画する事務に係るものに限る）。

（３） 諸証明書、謄本及び抄本の交付に関すること（参画する事務に係るものに限る）。

（４） 公簿及び公文書の閲覧許可に関すること（参画する事務に係るものに限る）。

（５） 期限のある物件の督促に関すること（参画する事務に係るものに限る）。

（６） 物件の軽易な貸付け及び使用許可に関すること（参画する事務に係るものに限る）。

（７） 軽易な建設工事等に関する監督及び竣工検査に関すること（参画する事務に係るものに限る）。

（８） 工事完成届の確認に関すること（参画する事務に係るものに限る）。

（９） 事務局内の物品の請求及び返納に関すること（参画する事務に係るものに限る）。

（１０） 課内職員の分担事務の決定に関すること（参画する事務に係るものに限る）。

（１１） 課内職員の年次有給休暇の承認に関すること（参画する事務に係るものに限る）。ただし、７日以上に及ぶものを除く。

（１２） 課内職員の県内出張命令（宿泊を伴うものを除く。）に関すること（参画する事務に係るものに限る）。

（１３） 課内職員の時間外勤務命令に関すること（参画する事務に係るものに限る）。

（１４） 課内職員の代休及び週休日の振替えに関すること（参画する事務に係るものに限る）。

（１５） 軽易な行政資料の収集に関すること。（参画する事務に係るものに限る。）

（１６） 所管文書の整理、編集及び保存に関すること（参画する事務に係るものに限る）。

社会教育課参事専決事項 (1)～(35) 略 <u>(36) 常例的な三朝町総合文化ホールの管理運営に関すること。</u> <u>(37) 略</u>	<u>る。)</u>。 <u>(17) 所管施設の維持管理及び使用に関すること(参画する事務に係るものに限る)。</u> <u>(18) 各課及び教育機関との連携の調整に関すること(参画する事務に係るものに限る)。</u> <u>(19) 軽易な告示及び公告に関すること(参画する事務に係るものに限る)。</u> 社会教育課参事専決事項 (1)～(35) 略 <u>(36) 略</u>
---	--

附 則

この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 16 号

三朝町教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部改正について

次のとおり三朝町教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 2 号により、本委員会の議決を求める。

平成 30 年 3 月 28 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

1 改正理由

組織改正に伴う関係する規程の改正

2 改正内容

別紙のとおり

《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（事務の委任等）

第二十五条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

三朝町教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令

三朝町教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程（平成24年三朝町教育委員会告示第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条を加える。

改正後	改正前
<u>（町長部局への事務委任）</u> <u>第2条 教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第180条の7の規定に基づき、三朝町立公民館の設置及び管理に関する条例（昭和44年三朝町条例第57号）第2条の規定により設置された三朝町竹田公民館及び三朝町高勢公民館の管理に関する事務を町長部局に委任する。</u> （町長部局の職員への補助執行） <u>第3条 略</u>	（町長部局の職員への補助執行） <u>第2条 略</u>

附 則

この改正は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 17 号

三朝町教育委員会事務局職員の人事（出向）について

次のとおり三朝町教育委員会事務局職員の人事（出向）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 4 号により、本委員会の同意を求める。

平成 30 年 3 月 28 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

別紙のとおり

《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（事務の委任等）

第二十五条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則
（委任事項）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（7）教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。ただし、臨時的任用職員を除く。

議案第 18 号

三朝町教育委員会事務局職員の任命について

次のとおり三朝町教育委員会事務局職員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 4 号により、本委員会の同意を求める。

平成 30 年 3 月 28 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

別紙のとおり

《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（事務の委任等）

第二十五条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則
（委任事項）

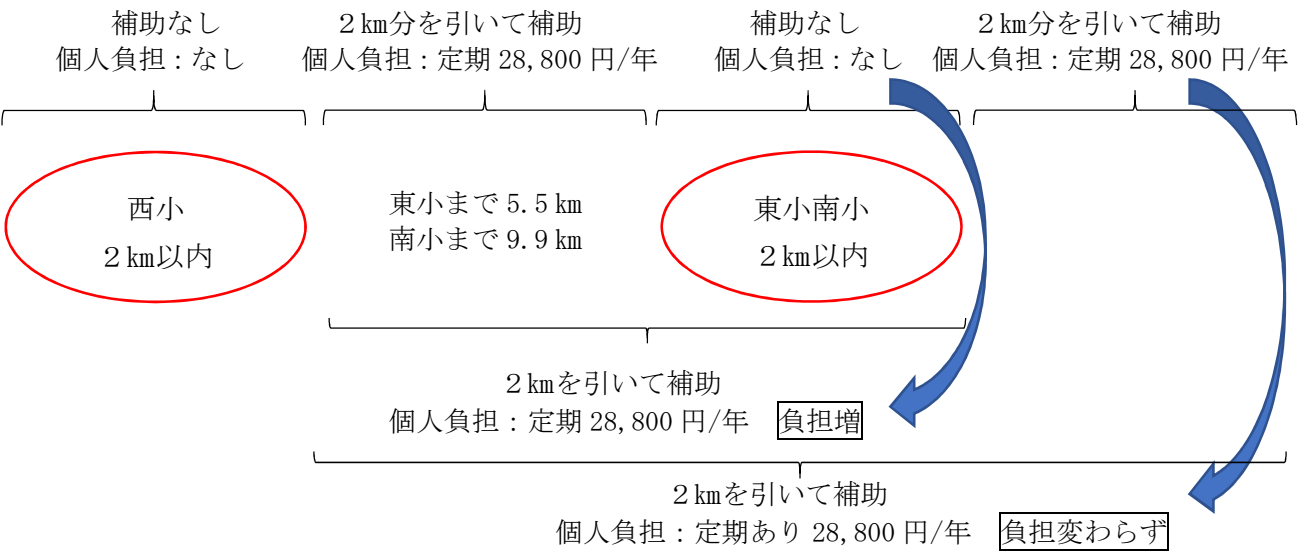
第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（7）教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。ただし、臨時的任用職員を除く。

協議事項 1

小学校統合に伴う通学方法について

○遠距離通学費補助（現行制度 定期購入ありで表現）



○小学生通学方法別経費

				千円/年	
案	内容	方法	初期	経費	
全線 スクールバス	5 路線 登校 6 便 下校 15 便	委託 登校(神倉、吉原、三朝、実光、木地山、下畑) 下校(神倉、吉原、実光、木地山、下畑)	—	58,000	
		直営 中型 2、マイワ 4 台、運転手 6 名	62,000	11,600	
東、南小学校から スクールバス 東、南のみ乗車	2 路線 登校 2 便 下校 6 便	委託 登校(片柴、穴鴨) 下校(片柴、穴鴨)	—	18,000	
		直営（通学補助＋運行経費） 中型 1、マイワ 1、運転手 2 名	23,000	5,400	
路線バス利用	登校 三朝線 1 便増 下校 片柴まで運行	①遠距離通学補助（現行制度） 東南 2 km以内定期購入で想定	—	4,400	
		②遠距離通学補助（現行＋2 km以内負担増軽減） 東南 2 km以内定期購入全額補助	—	5,500	
		③遠距離通学補助（2 km控除廃止） 交通費全額補助	—	9,000	

課題

スクールバス

受託先（日の丸、日交）の確保が困難。（人員確保が出来ない 3/20 日の丸確認）
一般市民の利用が制限される。
路線バス利用者減少により路線バスの便数が減る可能性が大きい。
バス運行対策費補助金が増額となる。

東・南小学校までのスクールバス

上記と同じ課題あり。
西小の児童利用を可能とするか。（実光方面の児童は路線バス利用となる）

路線バス利用

現状の遠距離通学補助を適用①すると、東小南小の 2 km以内の児童は負担増となる。

必要経費試算

スクールバス：車庫～役場 7.0 km 20 分（回送）

役場～吉原 12.2 km 25 分、役場～神倉 11.4 km 25 分、役場～三朝 3.7 km 10 分

役場～実光 11.2 km 20 分、役場～木地山 15.9 km 30 分、役場～下畑 14.3 km 30 分

役場～片柴 5.5 km 15 分、役場～穴鴨 9.9 km 20 分

バス購入：中型 15,000 千円、マイクロ 8,000 千円

維持経費：燃料 $10 \text{ km} \times 4 \text{ 往復} \times 100 \text{ 円} \div 5 \text{ km/l} \times 210 \text{ 日} = 168 \text{ 千円}$ + 車検修繕 500 千円 $\div 2 = 668 \text{ 千円}$

運転経費：1 日 6 時間 $\times 1,000 \text{ 円} \times 210 \text{ 日} = 1,260 \text{ 千円}$

※ 1 台当たり運行維持経費 668 千円 + 1260 千円 = 1,928 千円

路線バス利用（平成 29 年度小学生のみの補助金で試算）

定期代：大瀬～片柴 5.5 km 1 月定期 5,760 円（2 km 減補助額 2,880 円 + 2 km 分個人負担 2,880 円）

大瀬～穴鴨 9.9 km 1 月定期 8,640 円（2 km 減補助額 5,760 円 + 2 km 分個人負担 2,880 円）

① 現行制度で東・南が大瀬まで通学した場合の遠距離通学補助増額

H29 実績見込み 1,540,120 円

東（大瀬～片柴 5.5 km $\times 16 \text{ 円} \times 2 \text{ 往復} \times 20 \text{ 日} \times 17 \text{ 名}$ 【定期なし人数】 + 5,760 円 $\times 1 \text{ 名}$ 【定期あり人数】 + 2,880 円 $\times 26 \text{ 名}$ 【2 km 以内人数】） $\times 10 \text{ 月} = 1,372,160 \text{ 円}$

南（大瀬～穴鴨 9.9 km $\times 16 \text{ 円} \times 2 \text{ 往復} \times 20 \text{ 日} \times 11 \text{ 名}$ 【定期なし人数】 + 5,760 円 $\times 13 \text{ 名}$ 【2 km 以内人数】） $\times 10 \text{ 月} = 1,445,760 \text{ 円}$

※ 補助経費 1,540,120 + 1,372,160 + 1,445,760 = 4,358,040 円

② 東・南の 2 km 以内児童負担増額を軽減した場合の遠距離通学補助増額

① 現行制度で東・南が大瀬まで通学した場合の遠距離通学補助増額 = 4,358,040 円

東（2,880 円 【個人負担分】 $\times 26 \text{ 名}$ 【2 km 以内人数】） $\times 10 \text{ 月} = 748,800 \text{ 円}$

南（2,880 円 【個人負担分】 $\times 13 \text{ 名}$ 【2 km 以内人数】） $\times 10 \text{ 月} = 374,400 \text{ 円}$

※ 補助経費 4,358,040 + 748,800 + 374,400 = 5,481,240 円

③ 遠距離通学補助増額分（全区域 2 km 控除廃止）

① 現行制度で東・南が大瀬まで通学した場合の遠距離通学補助増額 = 4,358,040 円

東（2.0 km $\times 16 \text{ 円} \times 2 \text{ 往復} \times 20 \text{ 日} \times 17 \text{ 名}$ 【定期なし人数】 + 2,880 円 $\times 27 \text{ 名}$ 【定期あり + 2 km 以内の人数】） $\times 10 \text{ 月} = 995,200 \text{ 円}$

南（2.0 km $\times 16 \text{ 円} \times 2 \text{ 往復} \times 20 \text{ 日} \times 11 \text{ 名}$ 【定期なし人数】 + 2,880 円 $\times 13 \text{ 名}$ 【定期あり + 2 km 以内の人数】） $\times 10 \text{ 月} = 515,200 \text{ 円}$

西（2.0 km $\times 16 \text{ 円} \times 2 \text{ 往復} \times 20 \text{ 日} \times 46 \text{ 名}$ 【定期なし人数】 + 1.0 km $\times 16 \text{ 円} \times 2 \text{ 往復} \times 20 \text{ 日} \times 163 \text{ 名}$ 【2 km 以内の人数】 + 2,880 円 $\times 54 \text{ 名}$ 【定期あり人数】） $\times 10 \text{ 月} = 3,187,200 \text{ 円}$

※ 西小の 2 km 以内の距離は、平均 1 km として試算

※ 補助経費 4,358,040 + 995,200 + 515,200 + 3,187,200 = 9,015,640 円